

# 公 示 送 達 書

上里町告示第 57 号

令和8年6月9日

下記の書類は、受取人の住所・居所、事務所及び事業所が不明なため、地方税法第20条の2の規定により公示します。

なお、この書類は上里町役場税務課に保管してありますので、いつでも該当者は申し出て、交付を受けてください。

埼玉県児玉郡上里町長 山下 博一

送達を受けるべき者	氏 名	IRWAN PRAMUDYA
送達をする書類名	令和7年度 国民健康保険税 督促状	

(注意)

地方税法第20条の2の規定により公示送達をした日から起算して7日を経過したときに書類の送達があったものとみなされます。